令和元年５月１５日（水）

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会　通常総会開催

所有者不明土地問題を含む公共用地の取得に関する市町村の支援と「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な施行を図ることを目的として設立された、「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会」（以下「協議会」といいます。）の令和元年度通常総会を、協議会規約第７条に基づき開催しました。（出席者４７名）

〈通常総会における議題等〉

（１）協議会運営手続きについて

協議会運営要領を定め、総会の公開等について決定しました。

（２）今後の活動について

令和元年度事業計画を定め、市町村アンケート（用地取得事務の実態等に関する調査）の実施や連続実務セミナーの開催など、協議会年間スケジュールについて決定しました。

（３）その他

法制審議会の動向など、所有者不明土地問題に関する検討の動きを情報共有しました。

〔会長の挨拶〕

〔通常総会の様子〕

国土交通省関東地方整備局用地部

令 和 元 年 ５ 月 １ ５ 日

令和元年度

関東地区所有者不明土地等に関する
連携協議会通常総会　次第

日　時 ： 令和元年５月１５日（水）１１：００～１２：００
場　所 ： さいたま新都心合同庁舎２号館　５階　共用大会議室５０１

進　行：関東地方整備局 用地企画課長

１．開　会

２．あいさつ

関東地方整備局長あいさつ

３．議　題

（１）協議会運営手続について　（資料１）

・協議会運営要領（案）
・協議会会長代行職（案）
・幹事（案）

（２）今後の活動について

①令和元年度事業計画（案）　（資料２）
②令和元年度事業計画年間スケジュール（案）　（資料３）
③市町村アンケート（案）　（資料４）

（３）その他

４．閉　会

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会運営要領（案）

（趣　旨）

第１条　関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約（以下「規約」という。）第１０条に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（総会の公開）

第２条　総会は、原則公開とし、議事の要旨は、総会開催後速やかにホームページに掲載するなどの方法により公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができるものとする。

２　前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

（会長代理）

第３条　規約第５条第３項に規定する会長が指名する職務代行者は、国土交通省関東地方整備局用地部長とする。

（幹　事）

第４条　規約第６条第１項に規定する会長が指名する幹事は、別表のとおりとする。

（会　議）

第５条　総会等における議事は、構成員の総意をもって決する。

２　総会等の審議事項において、総会等に出席できない者で意見等がある場合は、総会等の開催日の７日前までに書面をもって、事務局あてに意見書（任意様式）を提出するものとする。

３　幹事会の会議は、審議に緊急を要する等やむを得ない場合は、文書や持ち回りでの意見聴取も可とする。

４　規約第８条第４項各号に規定する幹事会審議事項については、幹事会開催前に幹事以外の県・政令市に照会し、意見聴取を行うものとする。

附　則

この要領は、令和元年５月〇〇日から施行する。

別　表

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会幹事会構成員名簿

○会　　員

<table>
<tr><td rowspan="3">常任幹事</td><td colspan="4">国土交通省関東地方整備局</td></tr>
<tr><td colspan="4">法務省東京法務局</td></tr>
<tr><td colspan="4">東京都</td></tr>
<tr><td rowspan="10">代表幹事</td><td rowspan="5">各　県</td><td colspan="2">北関東ブロック</td><td colspan="2">南関東ブロック</td></tr>
<tr><td>1</td><td>茨城県</td><td>1</td><td>千葉県</td></tr>
<tr><td>2</td><td>栃木県</td><td>2</td><td>神奈川県</td></tr>
<tr><td>3</td><td>群馬県</td><td>3</td><td>山梨県</td></tr>
<tr><td>4</td><td>埼玉県</td><td>4</td><td>長野県</td></tr>
<tr><td rowspan="5">各政令市</td><td>1</td><td colspan="3">さいたま市</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">千葉市</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">横浜市</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">川崎市</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="3">相模原市</td></tr>
</table>

※代表幹事については、任期２年とし名簿順の輪番制とする。

○協力会員

<table>
<tr><td rowspan="7">幹　　事</td><td>関東弁護士会連合会</td></tr>
<tr><td>関東ブロック司法書士会協議会</td></tr>
<tr><td>埼玉県行政書士会</td></tr>
<tr><td>埼玉土地家屋調査士会</td></tr>
<tr><td>関東甲信不動産鑑定士協会連合会</td></tr>
<tr><td>公益社団法人　東京都不動産鑑定士協会</td></tr>
<tr><td>一般社団法人　日本補償コンサルタント協会関東支部</td></tr>
</table>

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会
令和元年度事業計画（案）

〔１〕総　会

１　期　　日　：　令和元年５月１５日（水）１１：００～１２：００
２　場　　所　：　さいたま新都心合同庁舎２号館５階共用大会議室５０１
３　予定議題　：　①協議会運営要領（案）について
②協議会会長代行職（案）について
③幹事（案）について
④令和元年度事業計画（案）について
⑤令和元年度事業計画年間スケジュール（案）について
⑥市町村アンケート（案）について
⑦その他

〔２〕幹事会

項目 回	時　期	場　所	議　　題
第１回	平成３１年 ４月１８日（木）	さいたま新都心 合同庁舎２号館 ５階会議室	①協議会運営要領（案）について ②協議会会長代行職（案）について ③幹事（案）について ④平成３１年度事業計画（案）について ⑤平成３１年度事業計画年間ｽｹｼﾞｭｰﾙ（案）について ⑥市町村アンケート（案）について ⑦その他
第２回	令和２年 ３月中旬	さいたま新都心 合同庁舎２号館 ５階会議室 （予定）	①令和元年度事業報告 ②支援メニューの決定 ③令和２年度事業計画（案）の検討 ④その他

〔３〕市町村アンケートの実施（市町村等における用地取得事務の実態等に関する調査）

・市区町村へのアンケートの配布、回答（４２０自治体）　…５月中旬～６月中旬
・アンケート結果の集計（事務局）　…６月中旬～７月下旬
・支援要望内容分析、支援メニュー案検討（事務局）　…７月中旬～８月下旬
・支援メニュー案について会員及び協力会員へ意見照会　…９月上旬～９月中旬
（アンケートの集計結果の報告を含む）
・会員及び協力会員からの意見取り纏め　…１０月
・支援メニュー案に対する検討資料作成　…１１月～１月
・幹事会資料作成（ＷＧ設置の必要性検討）　…２月末まで

〔４〕連続実務セミナー

（１）講演会

１）テーマ案：所有者不明土地の現状と課題について（調整中）
２）会　　場：さいたま新都心合同庁舎１号館２階講堂
３）日　　程：６月中旬（予定）

（２）セミナー

１）テーマ案
・所有者不明土地法ガイドライン
・所有者不明土地の現状と課題
・所有者探索の手引き（仮称）
・官民連携ガイドブック
・関連諸制度の紹介
・その他（地方自治体の要望を踏まえ検討）
２）会　　場：さいたま新都心合同庁舎１号館及び２号館（予定）
３）日　　程：５回程度／年

〈参考〉平成３０年度用地行政３アップ連続実務セミナー開催実績

	実施日	内　　容	講　　師	対 象 者
①	6 月 1 日	土地評価、不動産鑑定評価	職員、外部講師（不動産鑑定士）	直轄職員 関東用対連会員（市町村を含む。）
②	6 月 20 日	建物、工作物、立竹木、通損補償	内部職員	
③	7 月 23 日	積算チェック（建物、工作物、立竹木、通損）	外部講師（補償コンサルタント協会）	
④	9 月 3 日	営業補償、公共補償、事業損失	内部職員	
⑤	10 月 5 日	用地取得関連税制	外部講師（税理士）	
⑥	11 月 15 日	不動産登記（相続登記と戸籍）	外部講師（司法書士）	
⑦	12 月 5 日	土地収用制度（事業認定、裁決申請）事業認定申請の手引き	内部職員	

令和元年度関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会年間スケジュール（案）

年度等		関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会の年間スケジュール案		
平成30年度	11月			
	12月	中旬	準備会	規約及び総会式次第等説明
	1月			
	2月	2／5	設立総会	協議会設立手続き、意見交換等
	3月	3／13	幹事会 （準備会）	・運営要領、平成31年度事業計画等の事務局案事前説明 ・翌年度への引継ぎの依頼
令和元年度	4月	4／18	幹事会	・運営要領案、平成31年度事業計画案等の審議及び決定 ・講演会、講習会調整開始（内容、講師、会場等）
	5月	5／15 AM	総会	・運営要領案、令和元年度事業計画案等の審議及び決定 ・アンケート配布（整備局→都県→各市町村）
	6月			・アンケート回収（各市町村→整備局） ※電子メールで用地部用地企画課あて提出。
	7月			・アンケート結果の集計、支援要望の分析、整理
	8月			・支援メニュー事務局案の検討
	9月			・支援メニュー事務局案の意見照会等 （会員及び協力会員）
	10月			・支援メニュー案に対する意見取り纏め
	11月			・支援メニュー案に対する 検討資料の作成
	12月			
	1月			
	2月			・幹事会資料の作成 （WG設置の必要性検討）
	3月	中旬	幹事会	令和元年度事業実施結果報告 令和2年度事業計画（案）等の検討
令和2年度	4月	中旬	幹事会	令和2年度事業計画（案）等の審議及び決定
	5月	中旬	総会	令和2年度事業計画（案）等の審議及び決定
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月	中旬	幹事会	令和2年度事業実施結果報告 令和3年度事業計画（案）の検討

用地行政連続セミナー及び講演会等の適宜開催

資料４

事　務　連　絡
令和元年〇月〇日

会　員　各　位

国土交通省関東地方整備局用地部長
（関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会事務局長）

市区町村における用地取得事務の実態等に関する調査について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和元年〇月〇日に開催された関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会総会において、市町村支援に関する検討を行うにあたり、管内各市区町村あてに用地取得事務の実態等に関する調査を実施することとなりました。

つきましては、貴（都、県）内の各市区町村（政令市を除く）に対し、別紙調査要領に従い、調査の依頼を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

なお、各市区町村からの回答につきましては、下記、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課電子メールアドレスあて直接御送信いただきますよう周知をお願い致します。

また、本調査の結果は、上記の検討に用いさせていただくものであり、各市区町村からの回答の内容によっては、後日、直接回答者の方等に対してヒアリング等を実施させていただく場合がありますことを申し添えます。

〔連絡先〕

国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課
榊（さかきだ）田・豊（とよだ）田・野宮（のみや）
ＴＥＬ：０４８－６００－１３５８（直通）
e-mail　：ktr-261500001@mlit.go.jp

別　紙

調　査　要　領

本調査は、「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会」による市区町村における用地取得事務の支援について検討するため、用地取得事務の体制、用地難航事案等の状況やそれへの対応状況、国等に対する支援要望事項等を調査するものです。

調査は、関東地方整備局管内の各市区町村に対し行い、下記の流れにより依頼・集計を行うものとします。

また、本調査の調査票（回答）は添付のエクセルデータを電子メールにより関東地方整備局用地部用地企画課あて提出をお願い致します。

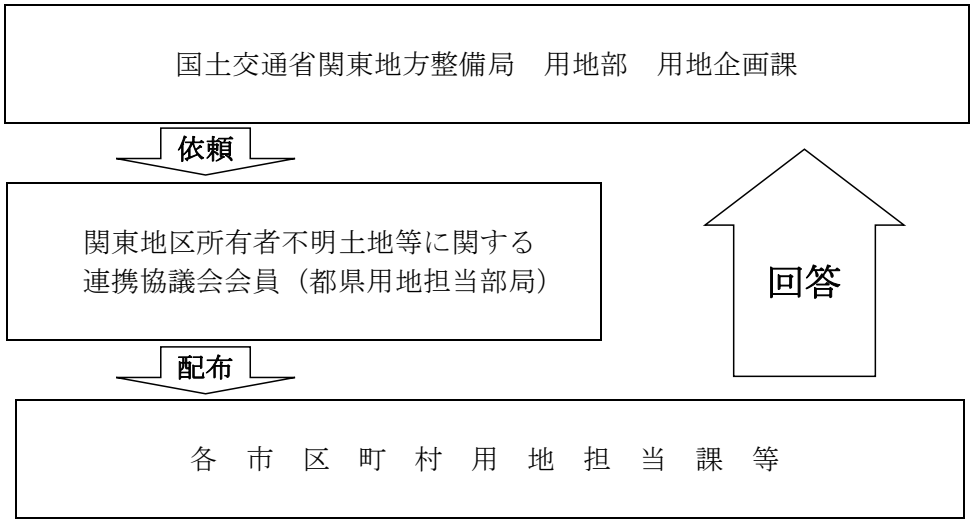

１．各都県の用地担当部局の担当者に行っていただきたいこと

（１）アンケート票及び調査票を各市区町村用地担当課等の担当者あてに送付して頂いた上、本調査の担当者（関東地方整備局用地部用地企画課　榊田・豊田・野宮）まで送付先市区町村名を明記した上で送付完了の報告をお願いします。なお、各市区町村への送付は令和元年○月○日（○）までにお願い致します。

２．各市区町村の担当者に行っていただきたいこと

（１）各都県の用地担当部局から受領した調査票の回答作成をお願い致します。

（２）上記により作成した回答データを、調査元の関東地方整備局用地部用地企画課に電子メールにより返信して下さい。回答は令和元年○月○日（○）までを目途にお願い致します。

（３）本アンケートは、平成２９年度に国土交通本省が抽出した自治体に対し、実施した調査表をベースに作成しております。既に上記の調査にご回答を頂いている自治体のご担当者の方にはお手数をお掛け致しますが、時点的な修正が必要な質問もありますので、再度調査にご協力を頂けますようお願い致します。

３．本調査に関するお問い合わせは、下記調査担当者までにお願い致します。

〔連絡先〕　関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会事務局

（国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課）　榊（さかきだ）田・豊（とよだ）田・野宮（のみや）

ＴＥＬ：０４８－６００－１３５８（直通）

e-mail　：ktr-261500001@mlit.go.jp（回答書送信先）

別添１

記載要領

１．　公共用地の取得にかかる事務（用地取得事務）について、回答をお願い致します。

※用地取得事務……用地取得を行うに当たって必要となる関連事務とし、用地交渉のみならず「地権者調査」「補償コンサルタント等業務発注」「用地測量」「物件調査」「補償金算定」「収用手続き」等をいいます。

２．　期日の指定が無い場合は、原則、平成３１年４月１日時点での状況をご記入下さい。
なお、当該時点によりがたい場合は、別途、回答時点（年月日が特定できない場合はおおよその年月日でも可）をご記入下さい。

３．　各市区町村の担当者の方においては、回答書エクセルデータを電子メールに添付して頂き、本調査の担当である関東地方整備局用地部用地企画課（調査要領に記載の送信先　メールアドレス）まで送信して下さい。データの加工・集計作業は、関東地方整備局用地部用地企画課で行います。
なお、各々いずれの市区町村からのデータであるかが判別できるように、ファイル名を「令和元年調査票（〇〇県〇〇市）」と表記して下さい。

４．　本調査の回答内容により、ご回答いただきました各市区町村担当者の方には、追加での調査やヒアリングをお願いする場合があるかもしれませんので、その際にはご協力をお願い致します。

［市区町村用］

調査票

都県名		市区町村名		担当部課名	
担当者		電話番号		通し番号	

問1

用地取得事務を専任で担当する部署（担当係がある場合を含む。以下同じ）はありますか。

問2

（問1で「①」の場合にお答えください。）
用地取得事務を専任で担当する部署の組織名、職員数を記入して下さい。なお、本庁等以外に出先にもある場合には、本庁及び出先ごとに記入して下さい。

①組織名（○○部●●課△△係等）※組織が多い場合は、羅列して下さい。

②職員数（合計）

人

問3

（問1で「①」の場合にお答え下さい。）
用地担当職員は十分な職員数が確保されていますか。

問4

（問3で「②」の場合にお答え下さい。）
用地担当職員が足りていないと考えるのは、どのような場合ですか。その場合、どの程度の職員数が必要と考えますか。

①職員数が足りていないと考える理由

②必要と考える職員数

人

問5

（問1で「②」の場合にお答え下さい。）
用地取得事務を専任で担当する部署がない場合に、どのような形で用地取得事務を進めていますか。（記入例：建設課の職員が、1事業ごとに計画、設計、発注手続、工事監督、用地取得事務、管理等を含めて兼任している。）

①組織名

②用地取得事務の職員数（合計）

人

問6

用地事務に関する研修、教育訓練の実施状況をお答えください（複数選択可）。
特に問5で回答して頂いた用地事務を専任で担当する部署がない場合、どのように用地事務に関する研修、教育訓練を実施しているかもお答え下さい。（その他の自由記載欄に記載下さい。）

※複数選択可

①外部の研修に参加をしている。	
②内部の研修を実施をしている。	
③普段の業務の中で教育訓練を実施している。	
④用地取得事務に関するマニュアル等により実施している。	
⑤国や県、他の市町村等との間で職員を出向又は受入することにより実施している。	
⑥特にない	
⑦その他	

⑦その他を選択した場合、自由に記載してください。

問7	（ 問6 で「 ①」に「 ○」以外の場合にお答え下さい。） 用地事務に関する研修については、国土交通大学校、全国建設研修センター、関東地区用地対策連絡協議会などが実施している有料研修がありますが、それらの研修を活用していない理由を具体的に教えて下さい。（ 記入例: 職員数が少なく 業務に支障が出るため派遣できない。研修費用を支出する財源がない。）
問8	（ 問6 で「 ⑤」に「 ○」の場合にお答えください。） どのような団体へ何名、職員を出向又は受入れているか、具体的に記入してください。 （ 記入例: ○○県土木部用地課に1 名を2 年程度の任期で出向させている。）
問9	関東地区用対連では、平成２９年度より直轄の職員の外、市町村等の職員も含め、用地担当職員のスキルの向上を図ることを目的とし、用地関係の連続セミナーを開催してまいりました。当該セミナーにおいて、実施を希望する項目（ テーマ） 等がありましたら、具体的に記入して下さい。
問10	過去5 年間（ 平成２６年度～平成３０年度） で、用地取得が難航し長期間を要している（ 要していた） 案件がありますか。
問11	（ 問１０で「 ①」の場合にお答え下さい。） 用地取得が難航した案件における主な理由をお答え下さい。（ 複数選択可、最大3 つまで）

※複数選択可

①事業計画の反対等を主な理由とするもの	
②補償金額の不満等を主な理由とするもの	
③代替地の要望など、移転先不満等を主な理由とするもの	
④税制特例が適用されないこと等を主な理由とするもの	
⑤公図混乱、境界争い等を主な理由とするもの	
⑥相続人多数、共有者多数等を主な理由とするもの	
⑦所有者の所在不明等を主な理由とするもの	
⑧その他	

⑧その他を選択した場合、具体的な内容を自由に記載してください。

問12	過去5 年間（ 平成２６ 年度～平成３０ 年度）で問１１ の「 ⑥又は⑦」を理由として、用地取得が難航した事案について、概ねの件数、事案の概要、対処状況を教えて下さい。（ 最大3 事例まで） また、参考となる資料を添付して下さい。
問13	問１２ で具体的事案を記載していただいた場合にお答え下さい。 当該事案について、用地取得や事業全体への影響の程度などを記入して下さい。 （ 記入例: 当該事案の処理により用地取得が〇年遅延した。〇〇の状況により、未だに用地取得の目処が立っていない。）
問14	用地取得に関して、市区町村のマンパワー不足、ノウハウ不足、財源不足との意見が多く寄せられていますが、具体的にどのような点で不足しているか記入して下さい。 ①マンパワーについて ②ノウハウについて ③財源について
問15	平成３０ 年6 月１３ 日付公布の「 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」第４１ 条において、所有者探索に関する国土交通省職員の派遣が規定されたところですが、所有者探索をはじめとした、用地取得事務全般を通して、国等が支援や助言を行うとした場合、どのような支援や助言を望みますか。具体的に記入してください。 （ 記入例: 市町村単位の出前講座を実施してほしい。相談窓口を設置してほしい。など）

問16	用地取得事務を行うにあたり、補償コンサルタント等の外部に業務を委託していますか。
問17	問１６で「①」の場合にお答え下さい。補償コンサルタント等の外部に業務委託を行った件名、委託内容、契約金額、委託先の別を差し障りのない範囲でお答えください。（平成２９年度～平成３０年度実績。委託内容１つにつき、代表的な事例を１つ記入） ※「等」については、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士を含みます。

	業務内容	委託先	
1			
	業務委託の件名		金額（百万円）
2	業務内容	委託先	
	業務委託の件名		金額（百万円）
3	業務内容	委託先	
	業務委託の件名		金額（百万円）
4	業務内容	委託先	
	業務委託の件名		金額（百万円）
5	業務内容	委託先	
	業務委託の件名		金額（百万円）
6	業務内容	委託先	
	業務委託の件名		金額（百万円）

業務内容で⑥を選択した場合、上記1～6の内、該当番号を記載した上、業務内容の記入をお願いします。

委託先で⑧を選択した場合、上記1～6の内、該当番号を記載した上、具体的な専門家・団体の記入をお願いします。

問18	補償コンサルタント等の外部に業務委託を行っている場合は、その理由、考え方について記入してください。また、外部に業務委託を行っていない場合にも、その理由等について記入して下さい。 （業務委託を行っている場合の記入例：多数相続により相続調査及び相続人探索が困難であると想定される土地が確認された場合に業務委託を行っている。） （業務委託を行っていない場合の記入例：職員自ら対応することが可能であるため。業務委託にかかる予算上の手当てができていないため。）
問19	その他用地取得事務全般に関するご意見ご要望があれば記入してください。

アンケートは以上となります。
御協力いただきありがとうございました。

参考資料

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約

（名　称）

第１条　この協議会は、関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、所有者不明土地を含む公共用地の取得又は使用に係る業務（以下「用地業務」という。）について、関係する機関等が連携することにより、用地業務の円滑な遂行に寄与するとともに、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成３０年法律第４９号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

（活　動）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

一　地方公共団体の用地業務の円滑な遂行のための支援

二　所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有

三　所有者不明土地法の施行に関する情報共有

四　その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第４条　本会の構成員は、別表１のとおりとする。

（会　長）

第５条　会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってこれに充てる。

２　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

３　会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

（幹　事）

第６条　幹事は、会長が指名するものとし、任期は２年とする。

２　幹事は、第８条第４項各号に掲げる事項について、審議を行うものとする。

（総　会）

第７条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

２　通常総会は、年１回開催する。

３　臨時総会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

４　会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求める事ができる。

５　本規約の改正及び構成員の加入その他本会の会務に関する重要な事項については、総会で決定する。

（幹事会）

第８条　総会の下に幹事会を置く。

２　幹事会の開催は、必要に応じて会長が決定する。

３　幹事会は、国土交通省関東地方整備局用地部長が主宰する。

４　幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一　本会の活動内容の調整及び執行に関する事項

二　総会に提出する事案に関する事項

三　総会が幹事会に委任した事項

四　前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

５　幹事会は、本会事務の円滑な運営を行うため、分科会等を設置できるものとする。

６　分科会等の運営については、別に定める。

（事務局）

第９条　本会の事務局は、国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課に置く。

２　事務局長は、国土交通省関東地方整備局用地部長をもってこれに充てる。

３　事務局は、本会運営の事務を行う。

（その他）

第 10 条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この規約は、平成３１年２月５日から施行する。

別表１

関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会構成員名簿

○会　　員　　国土交通省関東地方整備局
法務省東京法務局
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県
長野県
さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市

○協力会員　　関東弁護士会連合会
関東ブロック司法書士会協議会
埼玉県行政書士会
埼玉土地家屋調査士会
関東甲信不動産鑑定士協会連合会
公益社団法人　東京都不動産鑑定士協会
一般社団法人　日本補償コンサルタント協会関東支部

参考資料

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
議事次第

日時：平成31年２月19日（火）
８：１０～８：２５
官邸４階大会議室

議事

1. 開会
2. 各省の検討状況等について
3. 主要施策の工程表（案）について
4. 内閣官房長官挨拶
5. 閉会

配付資料

資料１	国土交通省における検討状況について （PDF形式:337KB）
資料２	法務省における検討状況について （PDF形式:555KB）
資料３	所有者不明土地等問題　主要施策の工程表（案） （PDF形式:224KB）

内閣官房　（法人番号3000012010001）
〒100-8968　東京都千代田区永田町1-6-1　TEL.03-5253-2111（代表）

Copyright © Cabinet Secretariat. All Rights Reserved.

資料1

所有者不明土地問題に関する取組状況

平成31年2月
国土交通省

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

土地の利用・管理に関して必要な措置の方向性（概要）

国土交通省

土地についての基本理念と責務

現行の土地基本法（平成元年）：　投機的取引の抑制等を背景　⇒　土地を積極的に利用しない場合の規律が不明確

基本理念：　適切な利用・管理の確保の必要性を明記

責務：　所有者、地域、行政等の利用・管理に関する責務・役割分担の明確化

基本的施策：　利用・管理の促進策を中心に人口減少社会に対応した土地政策を再構築

土地の利用・管理に関する責務と役割分担

所有者：第一次的な責務

所有者自らが土地の適切な利用・管理を確保
（登記・境界の明確化を含む）

地域の公益を実現する地方公共団体

- 所有者や近隣住民等の支援
- 安全確保等のため必要な場合には、自ら対応

補完

支援

連携・支援

近隣住民、地域等：所有者の責務の補完

必要に応じて役割を担うことで、土地の適切な利用・管理が確保され、住民、地域の利益につながる場合がある

最終的な土地政策の責任を担う国

- 関連制度を構築
- 土地に関する情報インフラを整備、最終的な管理の受け皿機能を確保

土地の適切な利用・管理のため必要な措置（基本的施策）

適切な土地の利用・管理を促す措置

➢ 所有者による利用・管理を促進
- 土地の利用を促す措置
- 所有者に管理を促す措置（行政指導、管理委託の斡旋等）
- 土地取引の円滑化・促進（マッチング機能の強化等）

➢ 所有者以外の者による利用・管理につなげるコーディネート、支援
- 地域における合意形成の促進（相談窓口、コーディネート等）
- 地域で利用・管理を行う地域コミュニティへの支援等

共有者や隣人等による利用・管理を円滑化する措置

- 合理的な手続に基づく共有者による土地の利用・処分を可能にする措置
- 一定の手続に基づく所有者以外の者による悪影響の除去を可能にする措置（相隣関係、財産管理、代執行等）
- 公共的目的のための利用・管理・取得を円滑化

土地の適切な利用・管理、円滑な取引を支える情報基盤整備

- 登記の促進（相続登記の申請の義務化等）、地籍調査の推進等

1

地籍調査の円滑化・迅速化のため必要な措置の方向性（概要）

国土交通省

（１）現地調査等の手続の見直し

現行の課題：　立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、調査が不可能(※)。　（※ 筆界について明確な既存資料がある場合を除く。）

①所有者の所在を探索しやすくする
②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする

地籍調査の手続（概要）：土地所有者の探索 → 現地調査（所有者の現地立会） → 測量 → 地籍図案の閲覧（意見の申出） → 完成

	土地所有者の探索		現地調査（所有者の現地立会）		
これまで	所有者の探索につながる情報が利用できない ✕	探索が際限なく行われ時間がかかる ✕	所有者の所在不明等により確認が得られず、調査不可 ✕	遠方居住、現地急峻等で現地立会が困難 ✕	地籍調査主体の調査だけでは筆界の特定が困難 ✕
見直し	関連情報へのアクセスを円滑化	探索の範囲を合理化	筆界案の公告等により、調査を実施	郵送や集会所での確認等を導入	法務省の筆界特定制度を必要に応じて活用

（２）都市部の地籍調査の迅速化

○　防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界（官民境界）を先行的に調査し、国土調査法上の認証を得て公表。

官民境界の先行調査（イメージ）

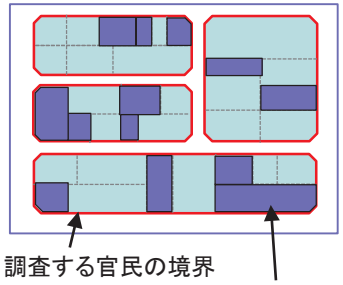

※その後、民間等の測量成果も活用し、効率的に地籍調査を実施
※街区を形成する道路等の管理者等とも更に連携

（３）山村部の地籍調査の迅速化

○　リモートセンシングデータを活用した新手法の導入により、現地での立会や測量作業を効率化。

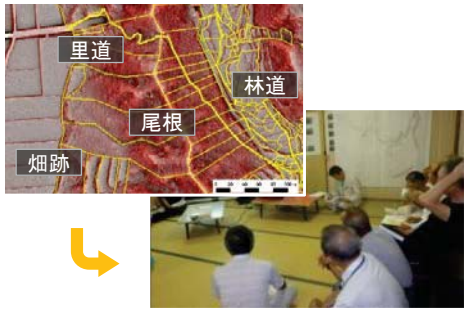

リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認（イメージ）

資料2

所有者不明土地問題についての法務省の検討状況

平成３１年２月
法務省

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案の概要

法務省民事局

第１　表題部所有者不明土地とは

旧土地台帳制度下における所有者欄の**氏名・住所の変則的な記載**が，昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業後も引き継がれたことにより，**表題部所有者（※）欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記**となっている土地（表題部所有者不明土地）となり，それがそのまま解消されていない土地が全国に多数存在（**全国約50万筆調査の結果，約1％存在**）
（平成29年9月～平成30年5月調査）

（※）表題部所有者とは･･･所有権の登記（権利部）がない不動産について，登記記録の表題部に記録される所有者をいう。
　当事者の申請により所有権の登記がされると，表題部所有者に関する登記事項は抹消される。

《所有者についての正しい記載例》
「特別区南都町一丁目１番１号
法　務　太　郎」

⇕

《所有者についての変則的な記載例》
① 住所の記載がない土地
「法　務　太　郎」
② 字持地（あざもちち）
「大字霞が関」
③　記名共有地
「法務太郎外七名」

種類別の内訳

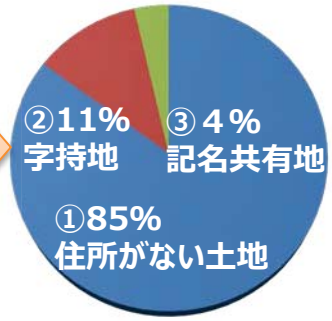

第２　現状

●所有者不明土地の中でも**所有者の発見が特に困難**
　公共事業・民間取引の**大きな阻害要因**に

●表題部所有者不明土地を解消するためには，
・　公的資料や歴史的な文献を調査
・　その土地の経緯を知る近隣住民等からの聴き取り
などによる所有者の特定が必要
→**今後，歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退により，所有者の特定がますます困難になるおそれ**

第３　法案のポイント

１　表題部所有者不明土地について，所有者の探索に関する制度を設ける
（　施行日　→　公布後６月以内　）

・登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与（各種台帳情報の提供の求め等）
・所有者等探索委員制度（必要な知識・経験を有する者から任命される委員に，必要な調査を行わせ，登記官の調査を補充する制度）を創設

２　探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける
（　施行日　→　公布後６月以内　）

・探索の結果を踏まえて，表題部所有者の登記を改めるための規定を整備

３　探索の結果，所有者を特定することができなかった土地について，適切な管理を可能とする制度を創設する（　施行日　→　公布後１年６月以内　）

・登記官が探索を行ってもなお所有者を特定することができなかった土地について，新たな財産管理制度（裁判所の選任した管理者による管理）を創設

民法・不動産登記法等の改正に向けた検討の方向性

法務省民事局

所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

不動産登記情報の更新を図る方策

▸**相続登記の申請の義務化等**

● 相続登記がされないまま放置され，所有者不明土地が発生

✔ 相続人に対し，土地，建物の**相続登記の申請を義務付ける**ことについて検討

✔ **相続登記をしやすくする**ための方策を検討

✔ **登記所が他の公的機関から死亡情報等を取得**して不動産登記情報の更新を図る方策を検討

所有者不明土地の発生を抑制する方策

▸**土地所有権の放棄**

● 現行法上，土地所有権の放棄の可否は不明

✔ **土地所有権の放棄を認める制度**を創設するに当たって

- 放棄の要件，効果
- 帰属先機関の財政的負担
- モラルハザードの防止　などを検討

▸**遺産分割の期間制限**

● 遺産分割がされずに遺産共有状態が継続し，権利関係が複雑化

✔ 遺産分割を促進するため，**遺産分割に期間制限を設ける**ことについて検討

所有者不明土地を円滑・適正に利用する仕組み

共有関係にある所有者不明土地の利用

▸**民法の共有制度の見直し**

● 共有者の一部が不明である場合には，その者の同意をとることができず，　土地の利用・処分が困難

✔ 不明共有者に対して公告等をした上で，残りの共有者の同意で，**土地の利用を可能にする方策**

✔ 共有者が，不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして，**共有関係を解消する方策**　などを検討

所有者不明土地の管理の合理化

▸**民法の財産管理制度の見直し**

● 財産管理人は，不在者等の特定の土地だけではなく，その余の財産も管理することとされており，コストが高くなる

✔ 不在者等の**財産の一部を管理する方策**　などを検討

隣地所有者による所有者不明土地の利用・管理

▸**民法の相隣関係規定の見直し**

● ライフラインの導管等を引き込むために隣地を使用する際の規律については民法に規定がない

✔ 導管等を設置するために**他人の土地を使用することができる制度**の整備について検討

● 所有者不明土地が管理されず荒廃

✔ 近傍の所有者等が**土地の管理不全状態を除去する方策**を検討

資料3

所有者不明土地等問題　主要施策の工程表（案）

課題等	2019年	2020年
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等 ・公共的目的の利用を可能とする新制度 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する新制度 ・所有者不明農地・林地の利活用促進の新制度	新制度の準備 省令・ガイドラインの整備等 ・新制度の普及・啓発、地方公共団体への支援等 ・2020年度末までに約14万筆の長期相続登記等未了土地の解消作業に着手 ・土地収用法に係る所有者探索の合理化等（マニュアルの周知等） ・共有私道ガイドラインの周知等	
	制度改正の具体的方向性を提起	期限を区切って改正を実現
土地所有に関する基本制度の見直し ・人口減少社会で、管理不全の土地が増加し、周辺環境が悪化し、有効利用が阻害 ・地籍調査について、一部の所有者が不明な場合などに、調査が進まず、進捗に遅れ	**国土審議会とりまとめ（２月）** ○ **土地所有者の責務と、土地の適切な利用・管理のための措置** ・所有者、近隣住民、地方公共団体、国等の責務と役割分担を明確化 ・土地の適切な利用・管理の促進策等を関係機関が検討し、土地政策を再構築 ○ **地籍調査の円滑化・迅速化のための措置** ・所有者不明の場合等でも調査が進むよう、公告による調査の導入など、手続きを見直し ・都市部、山間部において、地域の特性に応じた新たな調査手法を導入し、調査を効率化	国土審議会 （法改正に向けた作業） ○民事基本法制の見直しとあわせて土地基本法等の見直し ○国土調査促進特別措置法の改正（10か年計画の策定）とともに、国土調査法等の見直し
登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討 ・表題部所有者の記録が「A外○名」となっている等の変則型登記が存在し、用地取得の障害 ・相続が生じても、遺産分割や登記が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理することができず、環境悪化 ・所有者が一部不明な共有地は、合意が得られず管理や処分が困難	**研究会とりまとめ（２月）** ○ **変則型登記の解消（今国会に、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案を提出）** ・登記官等による所有者の探索結果を登記に反映する制度を創設 ・探索をしても所有者の特定ができなかった土地について、裁判所が選任する管理者による管理制度を創設 ○ **所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直し** ・相続登記の義務化について、登記手続の簡略化や実効性を確保する方策と併せて検討 ・所有者不明土地の発生を抑制するため、土地所有権の放棄を認める制度を検討 ・権利関係の複雑化を防止するため、遺産分割に期間制限を設けることを検討 ・所有者不明土地の円滑、適正な利用を可能とするため、不明共有者の共有関係の解消等を検討	法制審議会 （法案要綱の策定に向けた作業） ○民事基本法制の見直し
土地所有者情報を円滑に把握する仕組み等 ・登記名義人死亡時に相続登記がされなければ、登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難	○ **登記簿と戸籍等を連携するための方策** ・戸籍副本の管理システムを利用して特定の行政機関等に対して戸籍情報を提供するための法整備を実施 ・上記を踏まえたシステムの設計・開発等を行い、その活用等により、登記簿と戸籍等を電子的に連携させ、登記情報を最新のものに改めるための方策を検討	○登記簿と戸籍等を連携するために必要な制度の整備

参考資料

国土交通省

本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り English
カスタム検索 検索方法 サイトマップ

国土審議会

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ概要（PDF形式：245KB）

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ（PDF形式：509KB）

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ参考資料（PDF形式：2.7MB）

Get ADOBE® READER®
別ウィンドウで開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご覧ください。

ページの先頭に戻る

国土交通省（法人番号2000012100001）［ アクセス情報・地図 ］
〒100−8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

プライバシーポリシー　リンク・著作権・免責事項について　関連リンク集
国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集

MLIT Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ概要 ①

国土交通省

土地に関する制度の現状と課題

検討の背景（土地所有を取り巻く現状）

○ 人口減少社会における土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に、**管理不全の土地が増加している**。

○ **管理不全の土地は周囲に悪影響を及ぼす**が、所有権を持つ土地所有者以外が悪影響を除去することは、現状、大きな困難が伴う。

○ 土地についての基本理念を定めた土地基本法においても、**土地の積極的利用以外の場面に関する規律が明確でない**。

土地の管理不全による悪影響の発生

- 草木の繁茂、害虫の発生
- 土地の荒廃、境界や所有者の不明化

- 景観上の阻害、防犯上の懸念、不法投棄等の派生的な悪影響の誘発
- 災害の発生要因、災害復旧・復興の支障

土地基本法（平成元年法律第84号）

- 我が国における土地についての基本理念を定めた法律
- バブル期の地価高騰における投機的取引の抑制の要請等を背景に制定
- 地価が継続的に上昇し、高い利用ニーズの下で土地が利用・取引されていくことを前提に、適正な土地利用を志向する規定

- 地価が下落し、積極的な利用・取引が期待できない土地が増加する中で、どのような規律が求められるか明確な規定がない
- 現行制度下における管理不全の土地に対する取組は、強制力がない、手続負担が大きいなど、課題を抱える
- 適正な利用・取引を追求する現行の規律も維持しつつ、適切に管理されない土地に関する規律について重点的に検討することが求められている

対応の必要性（土地基本法の見直し）

○ 土地基本法において、**人口減少社会に対応した新たな土地政策の基本理念を明らかにしていく**ことが必要。

○ 土地の利用を阻害する要因を解消し、**適切な利用・管理を促進する**ことが必要。

○ 所有者に利用意向がない土地を含め、**土地の利用・管理に関して所有者が負うべき責務や、その担保方策について検討する**ことが必要。

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ概要 ②

国土交通省

土地の利用・管理に関して必要な措置の方向性

土地についての基本理念と責務

○ 国民の諸活動の基盤であり、その利用・管理が他の土地の利用と密接な関係を有する等の**土地の特性に鑑み、公共の福祉の観点から、土地は条件に応じて適切に利用・管理されなければならない**。

○ **憲法、土地基本法に則り、土地所有権には制約が伴う**。土地については公共の福祉が優先され、所有者が責務を果たさずに悪影響が生じている場合には、**土地の適切な利用・管理の確保のため、土地所有権は制限され得る**。

○ 所有者をはじめ土地に関係する者の**適切な役割分担**を明らかにした上で、人口減少社会に対応した土地の適切な利用・管理の確保のため、**土地に関する制度・施策を再構築**すべき。

土地の利用・管理に関する責務と役割分担

所有者　：第一次的には、所有者自らが土地の適切な利用・管理を確保することが求められる（所有者の責務）

近隣住民等　：必要に応じて役割を担うことで、土地の適切な利用・管理が確保され、住民、地域の利益につながる場合がある（所有者の責務を補完）

国、地方公共団体等：①所有者や近隣住民等が役割を担うことの支援・促進、そのための制度構築を行う
②生活環境の保全、住民の安全確保等の観点から必要な場合には、市町村、都道府県、国は、適切な役割分担の下、自ら適切な利用・管理、取得の確保に努める

所有者：
・土地の条件に応じて適切に利用・管理
・利用希望者に譲渡・賃貸
・登記を適時に行い、境界画定に努力・協力（法的管理）

補完

近隣住民、地域コミュニティ等：
・利用・管理による悪影響・受益等を踏まえ、自らの、あるいは地域の利益の観点から、必要に応じて利用・管理に関与

支援

地方公共団体：地域の公益を実現する立場から
・所有者や地域住民等が役割を担うことを支援、促進
・悪影響の度合い・緊急性が高い等の場合には直接対応（代執行等）
・必要に応じて地域の土地を利用・管理、取得
・土地利用・管理の計画・指針等の提示

国：最終的な土地政策の責任を担う立場から
・関連制度を構築、地方公共団体等の取組を支援
・地方公共団体と協力して法的管理等を支える情報インフラ（所有者、境界等の土地情報）を整備、最終的な管理の受け皿機能を確保

まちづくり団体等：
・地方公共団体の役割を一部分担し、連携・支援

2

国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ概要 ③

国土交通省

土地の利用・管理に関して必要な措置の方向性

土地の適切な利用・管理のため必要な措置（基本的施策）

○ 所有者や所有者以外の者が責務や役割を担うことを支援し、促すための措置について、関係各省が具体的な制度設計等について検討を深め、関係する個別法や行政の施策等により講じていくことが求められる。

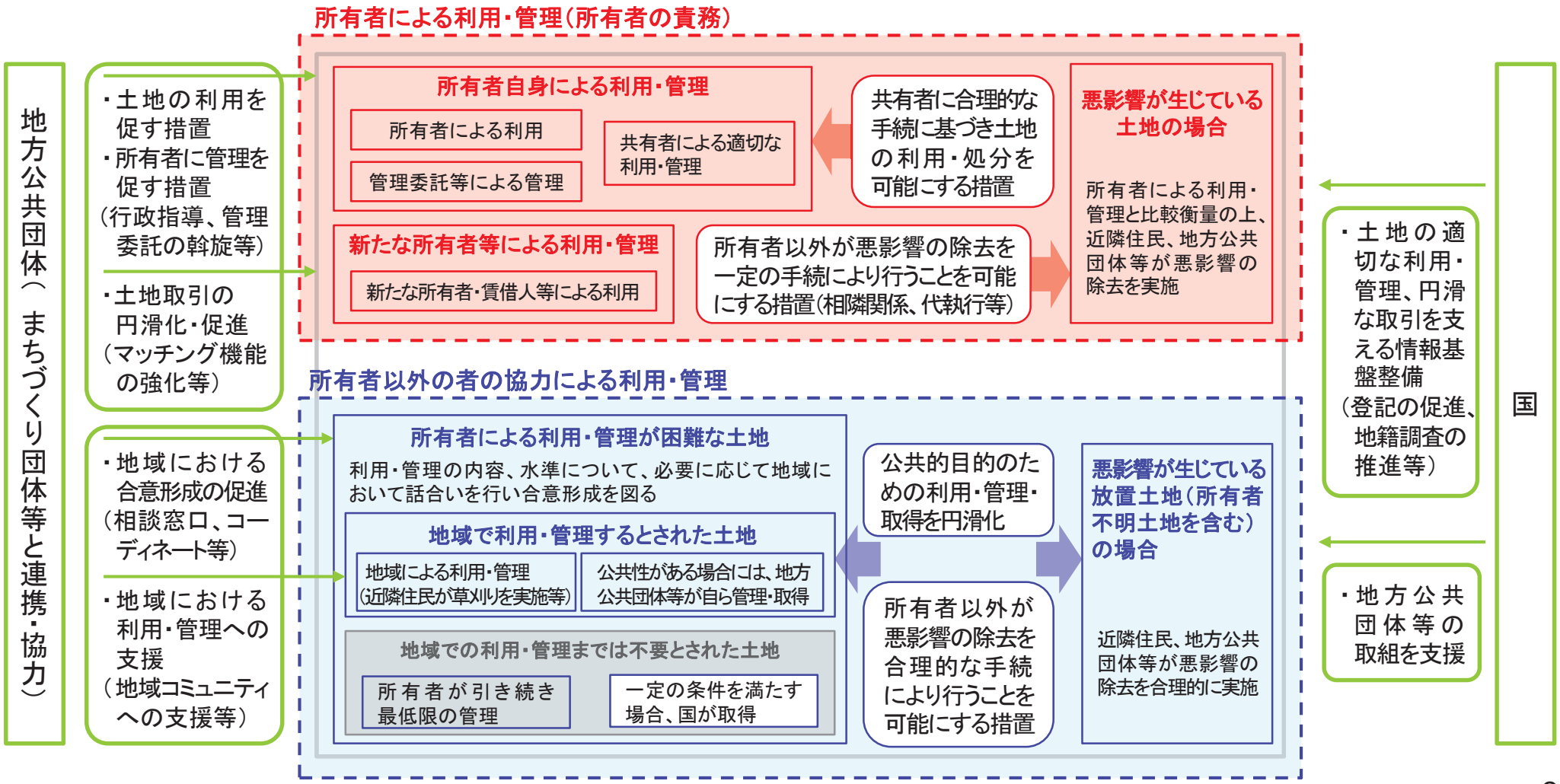

参考資料

法制審議会民法・不動産登記法部会第1回会議（平成31年3月19日開催）

議題等

1　部会長等の選出について
2　民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題について

議事概要

1　部会長等の選出について
　山野目章夫委員が部会長に互選され，法制審議会会長代理により部会長に指名された。
　部会長により，道垣内弘人委員が部会長代理に指名された。

2　民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題について
　事務当局から，諮問に至る経緯とその内容，検討課題等について説明が行われた。
　横山関係官（国土交通省）から，国土審議会土地政策分科会特別部会での議論等が紹介された。
　その後，フリーディスカッションの形式により，民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題について，意見交換が行われた。

議事録等

議事録（準備中）

資　料

部会資料1　民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題【PDF】

参考資料1　登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書」【PDF】
参考資料2　藤巻梓（国士舘大学法学部教授・法務省民事局調査員）「外国法制調査（ドイツ）報告書」（平成31年4月23日差替え）【PDF】
参考資料3　原恵美（学習院大学法科大学院教授・法務省民事局調査員）「外国法制調査（フランス）報告書」【PDF】
横山関係官（国土交通省）提供資料
「土地の利用・管理に関して必要な措置の方向性（概要）」【PDF】
「国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ概要」【PDF】
「国土審議会土地政策分科会特別部会とりまとめ」【PDF】
会議用資料　法制審議会民法・不動産登記法部会委員等名簿【PDF】

Get ADOBE® READER®
PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。
※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話：03-3580-4111（代表）
法人番号1000012030001

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

民法・不動産登記法の改正に当たっての検討課題

第１　基本的な視点

近年，土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として，不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず，又は判明しても連絡がつかない土地（以下「所有者不明土地」という。）が生じ，その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている。そのため，政府においては，経済財政運営と改革の基本方針２０１８等で，相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み，登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み，土地を手放すための仕組み等について検討し，２０２０年までに必要な制度改正の実現を目指すとしている。

●所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針
（平成３０年６月１日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
「民事基本法制の見直し等の重要課題については，２０１８年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で，２０２０年までに必要な制度改正を実現する。」

●経済財政運営と改革の基本方針２０１８
（平成３０年６月１５日閣議決定）
「所有者不明土地等について，基本方針等に基づき，期限を区切って対策を推進する。具体的には，…相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み，登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み，土地を手放すための仕組み等について検討し，２０１８年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で，２０２０年までに必要な制度改正の実現を目指す。」

１　所有者不明土地の発生原因

(1)　相続登記の未登記

所有者不明土地が発生する主な原因は，土地の所有者が死亡しても相続登記がされないことにあるとの指摘がある。

平成２８年度に地籍調査を実施した１１３０地区（５６３市区町村）の６２万２６０８筆の土地について調査したところ，不動産登記簿では所有者等の所在が確認できない土地の割合は２０．１％であり，そのうち相続による所有権の移転の登記

がされていないものの割合は，６６．７％であった（平成３０年版土地白書１１４頁）。

また，全国１０か所の地区で実施した法務省の平成２９年の調査（調査対象とした自然人名義に係る所有権の個数は，１１万８３４６個）によれば，最後の登記から相当の年数が経過しているものの割合は，次のとおりであった。

※割合は累積値

	最後の登記から９０年以上経過しているもの	最後の登記から７０年以上経過しているもの	最後の登記から５０年以上経過しているもの
大都市 （所有権の個数：24,360 個）	０．４％	１．１％	６．６％
中小都市・中山間地域 （同上：93,986 個）	７．０％	１２．０％	２６．６％

(2) 住所変更の未登記

所有者不明土地が発生する他の原因として，土地の所有者が住所を変更しても，その旨の登記がされないことが指摘されている。

前記の平成２８年度地籍調査における調査では，不動産登記簿では土地所有者等の所在が確認できない土地のうち住所変更の登記がされていないものの割合は，３２．４％であった（平成３０年版土地白書１１４頁）。

(3) その他

売買等により所有権の移転が生じたが，その旨の登記がされないこともあるが，前記の平成２８年度地籍調査における調査によれば，不動産登記簿では土地所有者等の所在が確認できない土地のうち売買・交換等による所有権の移転の登記がされていないものの割合は，１．０％であった（平成３０年版土地白書１１４頁）。

２ 所有者探索の負担

所有者不明土地を利用し，若しくは取得し，又は所有者に対し権利を主張するためには，土地の所有者を探索しなければならない。探索の結果，土地の所有者が判明することがあるが，その判明に至るまでの負担は小さくないと指摘されている。

例えば，土地の所有者が死亡し，相続登記がされていない場合には，まず，当該所有者の相続人を確定しなければならないが，そのためには，当該所有者の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を取得する必要がある。さらに，この場合に，相続人が既に死亡している場合には，被相続人に加えて，相続人の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書等を取得する必要がある。

３ 所有者不明土地の利用・管理の支障

所有者不明土地においては，所有者の探索の負担と相まって，土地の利用や管理に

支障が生ずる。例えば，共有者の一部が不明である所有者不明土地では，他の共有者が当該土地を利用しようとしても，不明共有者の同意を得ることができないために，その利用が制限されることがある。また，ライフラインの敷設等のために隣地を利用する必要が生じても，当該隣地が所有者不明土地である場合には，当該所有者の同意を得ることができないために，支障が生ずることがある。

さらに，所有者不明土地を管理するために，不在者の財産の管理制度等の財産管理制度を利用し，財産管理人を選任することが考えられるが，既存の財産管理制度については管理コストが高く，利用が困難であるとの指摘もある。

第２　考えられる検討項目

１　相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

(1)　不動産登記情報の更新を図る方策

ア　相続登記の申請の義務化

相続が開始して相続による所有権の移転がされても，申請がない限り相続登記はされないが，相続登記の申請をするかどうかは申請人（相続人等）の判断に委ねられているため，土地の所有者が死亡しても相続登記がされない事態が生ずる。

そこで，相続の発生を適時に登記に反映させるための方策として，相続登記の申請を土地所有者（相続人）に義務付けることが考えられる。もっとも，この検討に際しては，義務化の実効性を確保するための手段として，義務の履行にインセンティブを付与する方法（相続開始後一定期間に限っての相続登記手続における申請人の負担軽減）や，義務違反者に与える制裁の在り方等について検討する必要があるほか，土地の相続以外の不動産所有権の移転の登記等の申請の場面の取扱い等についても検討する必要がある。

イ　登記所による不動産登記情報の更新を図る方策

また，相続登記の申請がなくても，登記所が他の公的機関から死亡情報等を取得して，不動産登記情報の更新を図る方策について検討することが考えられる。もっとも，この検討に際しては，現行法上，登記所は，登記名義人が死亡しても，直ちにその死亡情報を把握することができないため，どのような方法で最新の情報を把握するのかについて検討する必要がある。

(2)　所有者不明土地の発生を抑制する方策

ア　土地所有権の放棄

土地の所有者が，相続の開始前に，所有権を放棄することを認め，当該土地の所有権を公的な機関等に帰属させることができれば，所有者不明土地の発生を抑制することができる。

現行民法においては，所有権の放棄に関する規定がなく，土地所有権の放棄の可否について確立した判例もないが，上記の観点から，一定の要件のもとに，土地所有権の放棄を可能とする制度を整備することが考えられる。その整備に当たっては，所有権放棄の要件・効果や放棄された土地の帰属先機関とその財政的負担，土地所有者が将来放棄するつもりで土地の管理をしなくなるモラルハザード

の防止方法，建物や動産の所有権放棄との関係等について，検討する必要がある。

イ　遺産分割の促進

土地の所有者が死亡し，相続人が複数いる場合には，当該土地は共有（遺産共有）の状態となる。この場合に，遺産分割が行われ，その旨の登記がされれば，所有者不明土地の発生は抑制されるが，現行民法には遺産分割を実施することができる期間について特に定めはないこともあり，遺産分割がされないまま，遺産共有の状態で放置されている土地は少なくないとの指摘がある。

そこで，遺産分割に期間制限を設けるなどして，遺産分割を促進することが考えられるが，その期間をどの程度に設定するのか，期間を経過した際にどのような効果を付与するのかなどについて検討する必要がある。

２　所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み

(1)　共有制度の見直し

所有者不明土地が共有地であることは少なくないが，以下のとおり，共有制度に起因して問題が生じているため，共有制度を見直す必要があると考えられる。なお，共有制度の見直しに当たっては，通常の共有と遺産共有との異同を踏まえて検討する必要がある。

ア　共有物の管理や共有物の変更・処分の規律の明確化

現行民法は，共有物の変更・処分は共有者全員の同意を得なければすることができないが（民法第２５１条参照），変更・処分に至らない共有物の管理は原則として共有者の持分の価格の過半数の同意を得ればすることができる（民法第２５２条）とする。もっとも，どのような行為が共有者の持分の価格の過半数の同意を得ていればすることができるかが判然としないため，本来であれば持分の価格の過半数の同意を得れば足りる行為であっても，慎重を期して共有者全員の同意を得てすることとなり，共有地の適切な利用が阻害されているとの指摘がある。

そこで，共有物の管理に関して，共有者全員の同意が必要な行為とそうでない行為とを区別することができるようにするため，共有物の管理や共有物の変更・処分の規律の明確化を図ることが考えられる。

イ　共有者の同意取得方法に関する規律の整備

共有者の中に氏名・所在が判明していない者を始めとして態度を明確にしない者がいると，共有物の管理や変更・処分に当たる行為をすることが困難になる。

そこで，例えば，一定の要件のもとで氏名等が不明である共有者に公告等をした上で，なおその共有者が態度を明確にしないときは，その余の共有者の同意を得ることによって共有物の利用を可能とするなど，共有者の同意取得方法に関する規律の整備を図ることが考えられる。

ウ　共有物の管理をする者に関する規律の整備

現行民法では，共有物を利用したり，取得したりしようとする第三者は，共有者の全員を調査して特定し，全員との間で交渉をしなければならず，負担が大きい。

そこで，共有物の管理に関する対外的窓口となる共有物の管理をする者の制度を整備することが考えられる。

エ　共有状態の解消を促進する制度

共有は，その性質上，単独所有に比べて迅速な意思決定が困難であり，共有者が増えれば増えるほどその困難が増大することになる。

そこで，共有者の一部の者が，供託を活用して，所在不明の共有者から持分を取得することを含めて，共有の解消を促進する制度を整備することが考えられる。

⑵　財産管理制度の見直し

土地の所有者が所在不明となり，当該土地の管理等をしない場合には，土地の所有者に代わって当該土地の管理等をする者を選任するなどの措置が必要となる。現行民法においては，不在者の財産の管理制度（民法第２５条以下）や，相続財産の管理制度（民法第９５１条以下）を置き，土地の所有者が不在者になっている場合や，死亡して相続人のあることが明らかでない状態になっている場合に対応することができるようにしている。

もっとも，既存の財産管理制度については，管理コストが高く，利用が困難であるとの指摘があり，財産管理制度を見直す必要があると考えられる。

ア　特定の財産を管理する制度

不在者の財産の管理制度及び相続財産の管理制度は，不在者等の財産全般を管理するものであるために事務処理に要する費用が高くなることから，管理コストを低減させる観点から，不在者等の特定の財産のみを管理する制度を整備することが考えられる。

イ　共通の財産管理人の選任

不在者の財産の管理制度及び相続財産の管理制度では，土地の共有者のうち複数の者が不在者等である場合には，複数の不在者等について，それぞれ財産管理人が選任されており，事務処理に要する費用が高くなっているとの指摘がある。

そこで，管理コストを低減させる観点から，複数の不在者等について共通（一人）の財産管理人を選任することができる制度を整備することが考えられるが，利益相反の問題との関係に留意する必要がある。

ウ　その他

現行民法の相続財産の管理制度においては，相続財産管理人の選任の公告，相続債権者等に対する請求申出を求める公告，相続人捜索の公告の３回の公告を，最低でも１０か月間かけて行わなければならないが，この期間を短縮するなどして，財産管理の手続を早期に終了させることを可能とするなど，財産管理制度を合理化することが考えられる。

⑶　相隣関係規定の見直し

現行民法の相隣関係に関する規定は，明治２９年に民法が制定されて以来，実質的な見直しがされておらず，所有者不明土地問題が生じている近年の社会経済情勢に合わせて，規律を見直す必要があると考えられる。

ア　管理不全状態の除去

所有者不明土地が荒廃して隣地の所有者等に損害が生じている場合について，現行民法には，明文の規定はない。そこで，このような場合にも対応することができるようにするため，隣地の所有者等が，管理不全の土地の所有者に対して，管理不全状態の除去を請求することができることを明確にするなどの整備をすることが考えられる。

もっとも，その整備に当たっては，関連する他の請求権（土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権，生活妨害による不法行為に基づく損害賠償請求権（民法第７０９条），人格権に基づく差止請求権など）との関係等について，検討する必要がある。

イ　越境した枝の切除

現行民法では，土地の所有者等は，隣地の竹木の根が越境した場合には，自らその根を切り取ることができるが，竹木の枝が越境した場合には，その竹木の所有者にその枝を切除させることができるに過ぎないとされている（民法第２３３条）。

しかし，隣地が所有者不明土地である場合に，竹木の所有者に枝を切除させるのは容易ではないため，越境した枝の切除に関する権利行使方法を見直すことが考えられる。

ウ　隣地使用請求権

現行民法では，土地の境界標等の調査や土地の測量のための隣地使用に関する規定がなく，また，工事のための隣地使用に関しても，隣地所有者の承諾を得るか，承諾に代わる判決を得る必要があるため，隣地が所有者不明土地である場合に対応が困難となる。

そこで，隣地使用請求権の範囲の明確化と行使方法の見直しを図ることが考えられる。

エ　ライフラインと導管等設置権

各種ライフラインは現代社会において必要不可欠であるが，その導管等を設置するために他人の土地を使用することについては，現行民法に規定がなく，隣地が所有者不明土地である場合に対応が困難になる。

そこで，ライフラインの導管等を設置するために他人の土地を使用することができる制度を整備することが考えられる。

参考資料

国土交通省

所有者不明土地問題に関する最近の取組について

我が国では、登記簿などの公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる「所有者不明土地」が、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等を背景に、全国的に増加しています。所有者不明土地の利用に当たっては、土地の所有者の探索に多大な時間・費用を要する上、探索の結果所有者が判明しなかったときに、利用するための手続に時間がかかる場合やそもそも利用するための制度の対象とならない場合が存在するといった課題がありました。

このような課題に対して、国土交通省では、国土審議会土地政策分科会特別部会において平成29年９月より検討を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。これを踏まえ、平成30年の通常国会に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（所有者不明土地法案）を提出し、同法案は６月６日に成立しました。この所有者不明土地法は、平成30年11月15日に一部施行しました（全面施行は令和元年６月１日）。

今後、残された課題である所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、平成30年６月１日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」に基づき、法務省など関係省庁と連携しつつ、人口減少社会における土地に関する基本制度の在り方等について検討を進めていきます。

トピックス（新着情報）

地域福利増進事業のガイドライン（素案）を公表しました（2019/4/25）

モデル調査の募集を開始しました（2019/4/24）

地域福利増進事業のパンフレットを公開しました（2019/4/23・PDFで開きます）

関係法令・通知等

関係法令

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成30年政令第308号）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令（平成30年法務省令第28号）
- 所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（平成30年法務省・国土交通省告示第2号）
- 所有者の探索について特別の事情を有する土地及び当該土地に係る土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者を定める告示（平成30年国土交通省告示第1253号）

関係通知

全般

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について

土地所有者等関連情報の利用・提供関係

- 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部施行に伴う地籍調査票等の取扱いについて
- 土地所有者等関連情報の提供の対象からの暴力団排除の推進について

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項に規定する地域福利増進事業等の実施の準備の為の戸籍謄本等の交付の請求の取扱いについて（法務省）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（法務省）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について（総務省）
- 農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について（農林水産省）
- 林地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について（林野庁）

職員の派遣関係

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく国土交通省職員の派遣について

参考資料

- 所有者不明土地法の概要、補足説明資料
- 地方公共団体向け説明会（平成30年秋）資料
- 地域福利増進事業パンフレット

その他

所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査

所有者不明土地法により創設された地域福利増進事業等の所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独もしくは連携して行っている先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、適正管理を促進します。

- 所有者不明土地を活用する先進的取組を募集！　～NPOや民間事業者等による取組を支援します～（報道発表資料）

地方公共団体における連絡窓口等

- 地方公共団体（都道府県・市町村）における連絡窓口
- 所有者不明土地連携協議会

リンク

- 国土審議会土地政策分科会特別部会
- 国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法ガイドライン検討会
- 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討
- 事業認定申請の手引きについて
- 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（内閣官房）
- 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会（法務省）
- 法制審議会民法・不動産登記法部会（法務省）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について（法務局）
- 財政制度等審議会国有財産分科会（財務省）

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局企画課
電話 :03-5253-8111（内線30658）

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.

国土交通省

本文へ | 文字サイズ変更 標準 拡大 | 音声読み上げ・ルビ振り

カスタム検索

検索方法 サ

報道・広報

所有者不明土地を活用する先進的取組を募集！
～NPOや民間事業者等による取組を支援します～

平成31年

国土交通省では、「所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査」について、本日より
募集を開始し、地域福利増進事業に係る地域の合意形成、所有者不明土地における使用権の設定等を促進
進的な取組を支援します。（5月23日（木）12：00必着）

1．支援対象となる取組

平成30年6月に所有者不明土地法が公布され、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地を地域の福祉や利便の増進
使うことができる制度（地域福利増進事業）等が創設されました。

このような所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独もしくは連携して行っている下記のような先進
に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、適正管理を
す。

（1）地域福利増進事業の実施に係る所有者不明土地等の所有者の探索、有効活用の促進に関する取組
　例1）事業実施のための土地所有者の探索等
　例2）事業区域の選定、事業計画の策定等
　例3）地域住民・関係権利者の合意形成等

（2）管理不全となっている所有者不明土地の適正管理の促進に関する取組
　例　）管理不全となっている所有者不明土地の財産管理人の選任請求の検討等

2．支援対象

NPOや民間事業者、地方公共団体等

3．応募について

（1）応募期限 ： 平成31年5月23日（木） 12：00必着
（2）応募方法 ： 以下の事務局まで、メール等により「応募資料」を提出

4．選定方法

事務局が設置した学識経験者等で構成する有識者委員会の評価を踏まえ、6月を目処に国土交通省が採択事業を決定し、応募者
果を通知します。

事務局

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社　公共経営・地域政策部

所在地 ： 〒105-8501　東京都港区虎ノ門5-11-2　オランダヒルズ森タワー

電　話：03-6733-3400
E-mail：fumei2019@murc.jp

応募資料

募集要領

応募様式

参考資料

報道発表資料

地域福利増進事業パンフレット

関連ページ

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法ガイドライン検討会

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局企画課　田村、岸
TEL:03-5253-8111（内線30635）　直通 03-5243-8290　FAX:03-5253-1558

Get ADOBE® READER®
別ウィンドウで開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご覧ください。

ページ

Ministry of Land, Infrastructure, Transp
Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights

地域福利増進事業の活用イメージ

事例 ❶

空き地 ＜現状＞

- 日用品店の出店を計画している事業者が、事業候補地となる空き地を見つけた。
- 登記簿を確認し、登記名義人２名に連絡したところ、１人からは返答が得られ、２人兄弟の共有地であることがわかった。そして、返答が得られた弟からは、使用してよいとの了解を得るが、兄とは音信不通とのことであった。
- 兄について、住民票の調査等も行い、登記簿に記載された住所とは異なる住所に書面を送ったが、宛先不明として返送されてしまった。

日用品店 ＜活用＞

- 周辺にコンビニなど日用品を販売する店舗が存在しないことから、地域福利増進事業を用いて「購買施設」を整備すると決意。
- 不明な所有者（兄）の探索を行った上で、都道府県知事に申請。裁定を受けて、日用品店を開店。

事例 ❷

空き家を除去した跡地 ＜現状＞

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村が危険な空き家を除去したが、土地の所有者の所在がわからないためその後の活用方法が決まらず、空き地のまま放置されていた。

防災空地 ＜活用＞

- 跡地の適切な管理と地域の防災力の向上を目的に、市町村が防災空地の整備を計画。
- 市町村が所有者の探索等を行った上で都道府県知事に申請。裁定を受けて防災倉庫等を備える広場（防災空地）を整備し、その管理は地元の消防団や自治会へ委託。

所有者不明土地法「地域福利増進事業」紹介パンフレット

【出版】国土交通省土地・建設産業局企画課　〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
【作成】一般財団法人 土地総合研究所　〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-17 虎の門センタービル９階
（平成30年度国土交通省委託調査）

●詳しくは、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。
所有者不明土地問題に関する最近の取組について　http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

地域に役立つ事業を行いたい　放置された土地を何とかしたい
とお考えの民間企業、NPO、自治会、町内会、地方公共団体等の方々へ

所有者がわからない土地を 地域に役立つ土地へ

これまで利用できなかった所有者がわからない土地を
地域のための事業（地域福利増進事業）に利用できるようになりました。

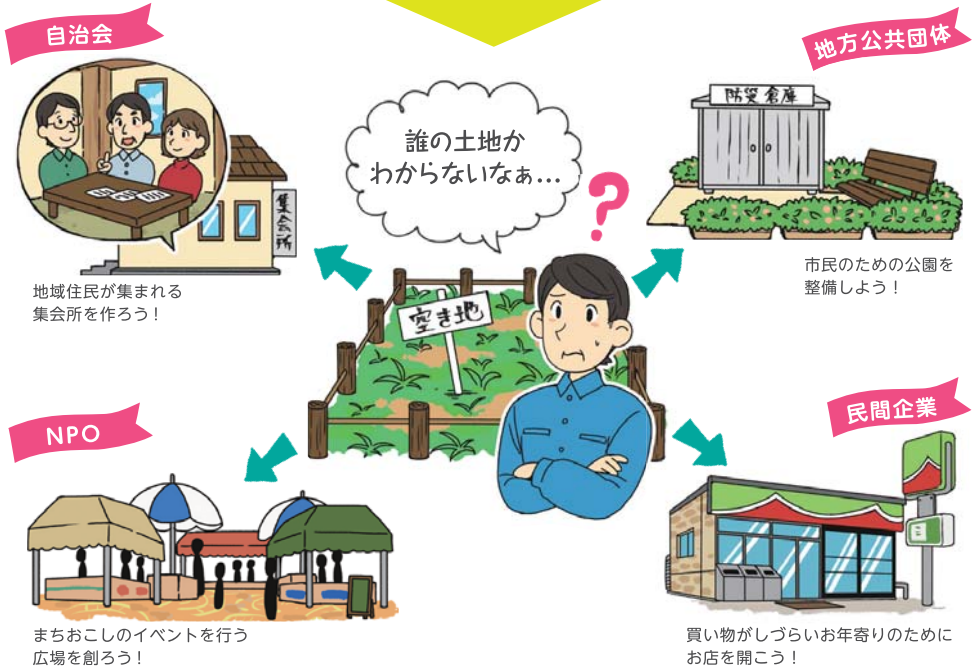

● 近年、全国的に所有者がわからない土地が増えつつあります。所有者がわからない土地は、利用したくても利用することができず、大きな問題となっています。

ポイント
通常、土地の所有者に関する情報は、法務局が管理する登記簿に記録されています。この登記簿等を調査しても所有者が判明しない／連絡がつかない土地を**「所有者不明土地」**といいます。

● この問題に対応するため、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」**（所有者不明土地法）**において、所有者不明土地を利用して地域のための事業を行うことを可能とする**「地域福利増進事業」**が創設されました（平成 31 年６月施行）。

ポイント
地域福利増進事業は、地方公共団体だけでなく、民間企業やNPO、自治会、町内会など、誰でも行うことができます。

地域福利増進事業とは

● 所有者不明土地を利用して地域住民等の福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。

ポイント 主な対象施設は、次のとおりです。

- 公園、緑地、広場、運動場
- 道路、駐車場
- 学校、公民館、図書館
- 社会福祉施設、病院、診療所
- 被災者の居住のための住宅
- 購買施設、教養文化施設（周辺で同種の施設が著しく不足している場合等に限り、対象となります）

● 所有者不明土地であって、一定規模以上の建築物がなく（※1）、使われていない土地で行うことができます。

● 土地使用権の取得について都道府県知事の裁定を受けることで、最長で10年間、所有者不明土地を使用できます。関係者が同意すれば、使用期間の延長もできます。

● 地方公共団体だけでなく、民間企業やNPO、自治会、町内会など、誰でも事業を行うことができます。

（※1）物置、作業小屋等であって、平屋建てで床面積が 20 ㎡未満の建築物については、対象となる土地に存在しても構いません。

公園

所有者不明土地も併せて利用して公園を整備しよう！

社会福祉施設

園舎の建替のために一時的に使える土地を確保しよう！

ポイント 関係者で自由に役割分担をして、事業を行うこともできます。

例えば 雑草が生い茂っている土地が存在し、周辺住民から市町村に害虫に関する苦情が寄せられていた。市町村は土地を適切に管理してもらうため所有者を探したが、登記簿に記載されている所有者と連絡が取れなかった。

ケース1 市町村自らが整備する場合

- 市町村が所有者の探索等を行った上で、土地使用権の取得のための裁定を都道府県知事に申請。裁定を受けて、広場（イベントスペース）を整備。
- 広場の管理・運営については、地元のNPOへ委託。NPOが地域住民の交流イベントや観光客向けの体験イベントを開催するとともに、広場を管理。

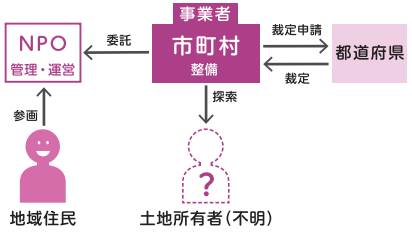

ケース2 NPOなどのまちづくり団体が整備する場合

- 市町村がまちづくり活動を行うNPOに対し、広場（イベントスペース）の整備を提案。
- NPOが市町村の支援を受けながら所有者の探索等を行った上で都道府県知事に裁定を申請。裁定を受けて広場を整備・管理し、各種イベントを開催。

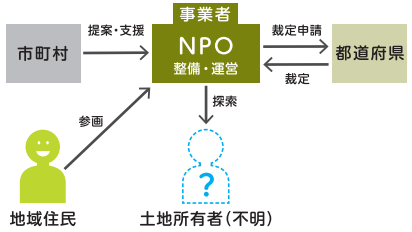

地域福利増進事業の流れ

① 使いたい土地の所有者を探索 → 土地の所有者が全員わかれば、賃貸借契約、売買契約等により、土地を利用します。

所有者全員が不明な場合だけでなく、所有者の一部が不明な場合でも申請が可能です。

② 都道府県知事に対し、土地を使うための申請

③ 都道府県知事が申請内容を確認（※2）した上で、申請内容を公告・縦覧（6ヶ月間） → 公告・縦覧を契機に、不明であった所有者が全員判明したり、事業に反対する関係者が現れたりした場合には、申請が却下されます。

関係者の反対等がなかった場合

④ 都道府県知事が補償金額、使用期間（※3）等を裁定

⑤ 裁定で定められた補償金を供託し（※4）、使用権を取得

⑥ 事業を実施

事業を継続したい場合 → ⑦ 関係者が同意すれば、①～⑤と同様の手続の上で使用期間を延長

事業を終了する場合 → ⑧ 土地を使用前の状態に戻して返還（判明している所有者の全員が同意すれば、そのまま引渡し）

（※2）都道府県知事は、事業が地域のためのものであるか、整備される施設の利用条件が公平か、事業者に十分な能力があるか等を確認します。

（※3）最長10年間。

（※4）不明な所有者等のために土地の賃料相当の金額等を供託する必要があります。一度供託した補償金は使用期間の終了後も返還されません。

よくある質問と回答

Q. 事業を行いたい場合には、どこに問い合わせれば良いのですか？

A. まずは、対象となる所有者不明土地が所在する市町村に相談してください。各市町村の担当窓口は、以下の国土交通省ホームページに一覧を掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_fr2_000015.html

Q. 土地の所有者を知りたい場合、必要な情報はどのようにして得られますか？

A. 登記所にある登記簿を確認するほか、地域福利増進事業の準備に際し、市町村長等に対して、土地所有者に関する情報（住民票、固定資産課税台帳等の情報）の提供を請求することができます。

Q. 地域福利増進事業により、知らない間に自分の土地が使われてしまうことがありますか？

A. 都道府県知事は、公告・縦覧に際し、土地所有者のうち所在が判明している者に通知をすることとされています。そのため、登記簿を適切な状態にしている限り、知らない間に土地が使われることはありません。（登記簿が適切な状態にないと都道府県知事からの通知が届かない可能性があります。）

参考資料

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和元年５月９日（木）
国土交通省関東地方整備局
用地部
（関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会事務局）

記者発表資料

所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー（全6回）の開催について

◎　所有者不明土地法の成立や関係閣僚会議決定の基本方針を受け、関東地方整備局管内では、関係機関等の協力のもと、本年２月に「関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会（以下「協議会」といいます。）」を設立し、所有者不明土地問題に取り組む市町村等を支援することとしました。（別紙１参照）
関東地方整備局では、これまでも市町村等の用地取得に対する支援の取組として連続実務セミナー実施してきましたが、本年度はこのセミナーを協議会における市町村等の支援活動に位置づけ、所有者不明土地問題に関する内容を中心に全６回の予定で開催することとします。（別紙２参照）

◎　第１回セミナーについては、６月１日の所有者不明土地法全面施行を控え、「所有者不明土地法について」をテーマとして、令和元年５月１７日（金）及び５月２３日（木）に開催します（別紙３参照）。

○所有者不明土地法等に関する連続実務セミナーのテーマ（全６回）
第１回　所有者不明土地法について
第２回　特別基調講演　「所有者不明土地問題の課題と展望」
第３回　用地補償額の積算及び点検について
第４回　所有者不明土地問題の現状と課題
第５回　権利者探索の手引き（仮称）、官民連携ガイドブック等について
第６回　コンプライアンス（不当要求対応）
※第２回以降は現時点での予定です。確定次第順次お知らせします。

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先
国土交通省　関東地方整備局（関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会事務局） 〒330-9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ 電話：048（600）1358　FAX：048（600）1398 用地部 用地企画課長 植田（うえだ） 有持（ゆうじ）（内線4751） 用地企画課建設専門官 榊田（さかきだ） 直之（なおゆき）（内線4716） 用地企画課課長補佐 豊田（とよだ） 雄一（ゆういち）（内線4754）

所有者不明土地法等に関する連続実務セミナー（第1回）
「所有者不明土地法について」

１．日時

令和元年5月17日（金）午前の部　10時00分～12時00分
午後の部　14時00分～16時00分

令和元年5月23日（木）　14時00分～16時00分

２．場所

さいたま新都心合同庁舎1号館　2F 講堂
（埼玉県さいたま市中央区新都心１－１）

３．聴講対象者

国土交通省関東地方整備局職員、関東地区所有者不明土地等に関する連携協議会会員及び管内市区町村の担当職員

４．実施内容

所有者不明土地法について説明致します。

５．タイムスケジュール

5月17日（金）　午前の部

開　演：10時00分
講　演：10時00分～12時00分
閉　演：12時00分

5月17日（金）午後の部及び5月23日（木）

開　演：14時00分
講　演：14時00分～16時00分
閉　演：16時00分

※カメラ撮影等は、冒頭から講演開始まで可能です。